

特定小型原動機付自転車
「特定原付」
電動キックボード等

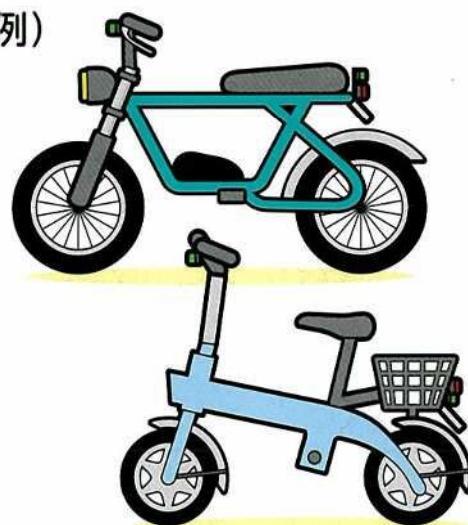
交通ルールを 守りましょう



※イラストはイメージです。

最近はこんなタイプもあるよ!

(例)



「特定原付」かどうか
裏面で必ず確認しよう!

✓ 16歳未満は**運転禁止**

✓ **自賠責保険**(共済)に加入する

✓ **ナンバープレート**をつける

✓ ヘルメットを
着用しよう(努力義務)

✓ 車道か
自転車道が原則

✓ 飲酒運転しない

✓ 信号や標識を守る

✓ 曲がる時はウィンカー

✓ 二人乗りしない

✓ 運転中は携帯電話等を
使用しない

✓ 道端などに
放置しない

安全安心を推進する
マスコットキャラクター
みまもりいぬ



東京都の
HPはこちら



警視庁の
HPはこちら



「特定原付」を安全に乗るために



「特定原付」とは

- 車体は長さ190cm以下・幅60cm以下
- オートマ(AT機構)である
- 走行中に最高速度設定を変更できない
- 最高速度20km/h以下
- 原動機の定格出力は0.6kW以下
- 最高速度表示灯が備えられている

※令和6年12月22日まで経過措置があります。

左記を満たしていない場合、一般原動機付自転車等に分類され、車両区分に応じた交通ルールが適用されます。

区分	年齢制限	免許	ヘルメット	速度制限	走行場所	最高速度表示灯
一般原動機付自転車(従来の原動機付自転車)	16歳以上	必要	義務	30km/h(法定)	車道	—
特定小型原動機付自転車	16歳以上	不要	努力義務	20km/h(最高)※	車道・自転車道	緑色点灯
特例 特定小型原動機付自転車	16歳以上	不要	努力義務	6km/h(最高)※	車道・自転車道・特定の歩道	緑色点滅

切替可能な車両もあり(走行中は不可)

※速度抑制装置で制御

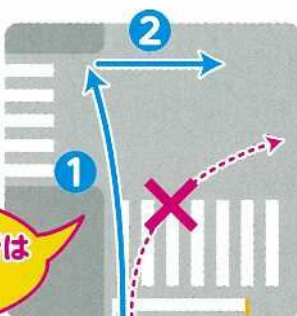
車道や自転車道を走ろう

車道と歩道または路側帯の区別があるところでは、**車道(もしくは自転車道)**を走行します。



信号や標識・
標示を必ず確認し
交通ルールを
守りましょう。

交差点での右折は
二段階で!



歩道通行は例外

「特定原付」のうち、「**特例特定原付**」のみ
自転車が通行可能な歩道に限り走行できます。
歩道は**歩行者優先**です。

注意

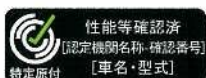
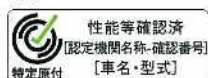
標識等で特例特定原付の通行が禁止される場合は除く



安全な車両に乗ろう

道路運送車両法の**保安基準に適合**した
車両であることを確認しましょう。

(例)



性能等確認済シール

交通違反の罰則例

飲酒運転	5年以下の懲役または100万円以下の罰金等
信号無視	3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金
歩行者を妨害	3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金
歩道通行※	3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金

※特例特定小型原動機付自転車の基準を満たす場合で、普通自転車等及び歩行者等専用標識がある場合は除かれます。